

町田市法第42条第1項第5号による  
道路位置指定取扱及び指定基準

2021年4月

町田市都市づくり部建築開発審査課

---

# 目 次

## 第1章 道路位置指定取扱基準

### 第 1 道路の位置指定の手続き

1 手続きの流れ	1
2 事前協議	2
(1)事前協議	2
(2)提出書類	2
3 道路の位置指定の申請	2
(1)申請の手続きに必要な書類	2
(2)申請図書の作成	3
(3)関係権利者の範囲	5
4 申請手数料	5

### 第 2 道路の位置指定等の変更・取消(廃止)の手続き

1 手続きの流れ	6
2 事前協議に必要な図書等	7
3 指定変更・指定取消の基準	7
4 申請手数料	7

## 第2章 道路位置指定基準

### 第 1 道路の位置指定の基準

1 道路の位置指定ができる土地	8
2 建築物の敷地面積	8
3 他特定行政庁にまたがる場合の指定	8
4 指定道路の幅員	8
5 指定道路の終端部	8
6 指定道路の境界表示	9
7 指定道路の位置表示	9
8 道路延長の測り方	10
9 傾斜地における指定	10
10 水路敷を隔てて既存道路に接続する場合	11
11 排水設備	11
12 路面	12

### 第 2 すみ切りの設置基準

1 一般的なすみ切り	12
2 隅角が60度未満の鋭角なすみ切り	12
3 片側すみ切り	12
4 接続する道路に2メートル以上の歩道がある場合	12
5 隅角が120度以上のすみ切り	12

### 第 3 袋路状道路の取扱い基準

1 終端が公園、広場その他これらに類するものに該当する場合	12
2 袋路状道路の基準	13
3 自動車転回広場の基準	13

# 第1章 道路位置指定取扱基準

## 第1 道路の位置指定の手続き

### 1 手続きの流れ

道路の位置指定の申請、指定及び告示に係る手続きは、次の流れになります。

- 
- (1) **窓口相談**
- ① 位置指定の基準を説明します。
  - ② 開発行為に該当する場合がありますので、計画の面積規模に関わらず、開発担当部署に相談してください。
  - ③ 申請地の土地利用計画及び市への移管の有無について確認します。  
※市へ移管することを推奨しています。
  - ④ 申請地の計画が「第2章 道路位置指定基準」に適合しているか確認します。
- (2) **事前協議**
- ① 相談カードを提出してください。(別紙1)
  - ② 添付書類について当課の意見収集及び現地を確認します(概ね2週間程度です)
  - ③ 上記②の意見修正後、当課で関係各課の意見収集を行います。  
(主な協議先は道路・下水道・土地利用に関する部署となります)
  - ※意見収集の期間は、概ね2週間程度です。
  - ④ 関係各課からの意見に対する回答をお願いします。
  - ⑤ 意見回答を確認後、事前協議の終了は口頭でお伝えします。
  - ⑥ 事前協議の内容をもとに位置指定申請図(下図)を作成し、市の担当者と協議を行なって下さい。なお、この時点では権利者の承諾印は不要です。  
(図面の内容は、町田市道路位置指定申請図記入例を参照してください。)
  - ⑦ 上記⑥について市の担当者承諾後、権利者の承諾印を押印して下さい。
- (3) **申請**
- ① 申請書を提出してください。(第12号様式)  
※宅地造成等規制法、建築基準法の工作物に該当している場合は、許可書及び確認済証を提出してください。
  - ② 申請原図は、A2の用紙(和紙)を使用してください。
  - ③ 申請図書が整った段階で受理します。
  - ④ 決裁完了後、口頭にてその旨をお伝えします。  
※位置指定の公告がされるまで土地の分筆・合筆は行わないでください。
  - ※事務処理の期間は、修正のない場合で概ね1週間程度です。
- (4) **築造工事**
- ① 築造工事に着手する際は、事前に市の担当者と打合せを行なってください。
  - ② 申請図に基づき、道路を築造してください(原則、変更は認められません)
  - ③ 築造工事の完了後、「工事完了報告書」を提出してください。(別紙2)
  - ④ 市の担当者と検査の日程を調整し、完了検査を受けてください。  
※市へ移管する場合、下水道設備、道路自費工事、宅地造成等規制法、建築基準法工作物などについて、それぞれ検査を完了させてください。
- (5) **位置指定**
- ① 道路の築造が完了した段階で、指定の手続きを進めます。  
※宅地造成等規制法、建築基準法工作物に該当の場合は検査済証が必要です
  - ② 位置指定の公告をした後に、その旨を「道路位置指定・指定変更・指定廃止通知書」により通知を行います。
  - ※事務処理の期間は、概ね10日程度です。

## 2 事前協議

### (1) 事前協議

道路の位置指定を受けようとする場合は、その指定の申請に先立ち「道路位置相談カード」の提出が必要です。これは、事前に計画の内容が法令や「第2章 道路位置指定基準」に適合しているかどうかの確認を行い、道路の形態が完成した時点において、円滑に「道路の位置」の指定及び公告ができるようにするものです。

### (2) 提出書類

事前協議に必要な書類は、次の表1のとおりです。

【表1】

相談カード(別紙1)	1部提出してください。(事前協議書を当課で添付します。)
付近見取り図	申請道路の位置、付近の目標及び住居表示番号等を記入してください。
状況写真	取付け道路、位置指定計画地(隣地を含む)の写真を添付してください。 なお、取付け道路は境界埋標物(鋸・杭等)の写真も必要です。
測量図(現況図)	計画区域の面積及び高低差の確認をします。
計画平面図	道路の位置及び宅地の区画を表示してください。
公図の写し	指定を受けようとする道路の位置を表示してください。
登記事項証明书写し	申請に係る関係権利者(隣接地を含む)の全てを添付してください。 ※相談時はオンライン登記事項証明書及び要約書でも可です。
官民境界確定図	公道から接続する時に必要です。
その他	都市計画法第29条に伴う開発行為に該当しない旨の確認が必要です。

## 3 道路の位置指定の申請

### (1) 申請の手続きに必要な書類

この申請の手続きは、事前協議が整った段階で行なうこととなります。申請にあたっては事前に協議した内容に従って、次の表2の書類を整えて申請書(正・副)を提出してください。

【表2】

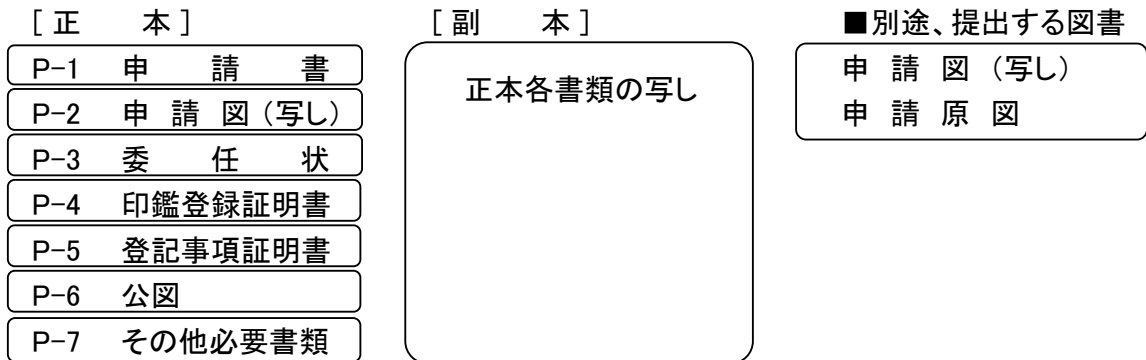
申請書 申請図	① 道路位置指定申請書 正・副 (第12号様式) ② 道路位置指定申請図 原図・1部 (第13号様式) 写し・3部
添付資料	① ・印鑑登録証明書(申請に係る関係権利者及び道路に接する土地の所有者も含む。) ・関係権利者が法人の場合は、法人の印鑑登録証明書の他に法人登記事項証明書・代表者資格証明書等 ② 土地及び建物登記事項証明書(道路となる土地) ③ 土地の登記事項証明書(道路に接する土地) ④ 公図 ⑤ 委任状 ⑥ その他必要書類

※各種証明書は、発行の日から3ヶ月以内のものを有効期間とします。

※表-2の⑥「その他必要書類」は以下のとおりとします。

- ① 道路部分の農地転用証明(農転届出書、受理通知書及び受理済み証明願いのいずれか。)
- ② 公道、畦畔及び水路等の確定図
- ③ 水路占用許可書
- ④ 宅地造成等規制法、建築基準法の工作物に該当している場合は許可書・確認済証
- ⑤ 区画整理事業区域内の場合は、土地区画整理法第76条の許可書。
- ⑥ 都市計画事業区域内の場合は、事業施行者への照会と回答書。
- ⑦ 道路に接する敷地に既存建物がある場合は、建築基準法等の支障の有無を検討した図面。
- ⑧ 謄本の住所と印鑑証明の住所が異なる場合は、住民票等移動の経歴がわかるもの。
- ⑨ 相続人で未登記の場合は、遺産分割協議書。この場合、戸籍謄本に記入されている各相続人の印鑑証明書が必要です。
- ⑩ 準禁治産者の場合は、戸籍謄本で親権者を確認し、その親権者の承諾が必要です。
- ⑪ 海外赴任者の場合は、戸籍の附票。
- ⑫ 自費工事申請書(工事着手前に担当課に申請を行なってください。)
- ⑬ その他、市の担当者との協議を行なってください。

※ 申請図書の綴じ方



(2) 申請図書の作成

イ 申請書 (第12号様式)

申 請 者	申請者は、道路となる部分の土地の関係者です。
代 理 人	代理人の資格は、建築士、土地家屋調査士、又は測量士です。 委任状を添付してください。
申 請 道 路	① 道路となる土地の登記簿上の地名及び地番を全て記入してください。
	② 申請道路の幅員及び幅員別の合計の長さをメートル単位で記入してください。 (小数点3位以下は切り捨て)

ロ 申請図 (第13号様式)

道路の位置指定の申請図は、次の表3に従って作成してください。

【表3】

用 紙	用紙は、「長期保存」が可能なケミカル和紙のA2サイズを使用してください。 (上記以外の用紙使用は、市の担当者との協議を行なってください。)
作 成 者	図面の作成者は、建築士、土地家屋調査士、又は測量士とします。
作成方法	第13号様式(記入例)を基に作成してください。
図の方位	付近見取図及び地籍図の方位は、一致させて記入してください。

転回広場	自動車の転回広場のある場合は、その大きさ・面積を記入してください。
地籍図 (計画図)	① 縮尺は、1/200を基本とします。
	② 計画敷地の周辺の長さ、地番界及び地番を記入してください。
	取付け道路の種別及び幅員を記入してください。
	③ なお、取付け道路が位置指定道路の場合は、指定年月日、番号、幅員及び延長を記入してください。
	④ 既存建築物及び予定建築物の位置、用途、主要出入口、工作物及び高低差がある場合は、その数値を記入してください。
	⑤ 各建築敷地及び地番ごとの土地所有者、使用権利者、その土地に存する建築物及び工作物の所有者、もしくはその他の権利者氏名をそれぞれ権利別に記入してください。
	⑥ がけ及び擁壁等の高低差がある場合、又は鉄道及び水路敷等がある場合には、それらを図示記入してください。
	⑦ 道路となる地番、地目、道路の位置、幅員、中心距離、周囲の長さ、又、それぞれの境界杭等の埋設の位置を図示記入してください。
	⑧ 隣地境界線から道路の位置の距離を記入してください。
⑨ 道路には、原則、その両側にLU型側溝を布設して、公設側溝もしくは柵に接続してください。	
附近見取り図	① 縮尺は、1/3,000を基本とします。
	② 申請道路の位置、付近の目標、街区、及び既存道路等の状況を図示してください。
構造図	① 縮尺は、1/50を基本とします。
	② 申請道路の横断図には、排水設備(LU型溝等)、縁石及び道路の構造を図示してください。
	③ 擁壁等がある場合には、その断面を記入してください。
	④ 縦断図は必要に応じ図示し、その高低差及び勾配を記入してください。
公図 (写し) (最新のものと する)	① 縮尺は、1/500 又は 1/600を基本とします。
	② 公図を写した年月日、その場所、及び写した者の氏名を記入し押印してください。
	③ 公図上で、申請道路の区域が分筆されていない場合は、その位置を破線で記入してください。
	④ 計画敷地は、その範囲を実線で記入してください。
承諾書	① 申請者は、第12号様式の申請者とします。
	② 承諾書(覧)には、権利者の権利種別、権利物権の地番、家屋番号、各権利者の住所及び氏名を記入し、印鑑登録された印を押してください。
	③ 関係権利者に親権者、法定代理人、及び公有地管理者等が定められている場合には、それらの資格を有することを権利別に記入し、それら権利者の印鑑登録された印を押してください。
その他	① 各関係権利者の登記事項証明書と印鑑登録証明書に記載されている住所が異なる場合は、戸籍の附票、住民票又は住居表示証明書等、登記上の権利者と同一人であることが確認できる書類を添付してください。
	② 道路の位置を訂正する場合は、その訂正部分に関する権利者の印鑑登録された印を押してください。
	③ 関係権利者の権利の及ばない軽微な訂正は、代理人印の押印で可とします。
	④ 既存の公道に接続する場合は、事前に境界確定が必要です。

(3) 関係権利者の範囲

承諾を必要とする関係権利者の範囲は、次のとおりとします。

イ 道路となる土地の関係権利者

【表4】

①	土地所有者及び、その所有者の登記事項証明に記載されている権利者です。
②	土地に存在する建築物又は工作物の所有者及び、その所有者の登記事項証明書に記載されている権利者です。
③	永小作権、使用权、賃借権、使用借権、地役権、質権、抵当権、入会権、及び仮登記権利を有する者で、登記事項証明書(登記簿謄本)に記載されている者です。また、文書等により権利関係が明確に証明できるもので、指定処分前に市に申し出があった者は権利者と判断します。

ロ 道路に沿接する土地の関係権利者

【表4】

①	道路に沿接する土地所有者です。
②	私道に接続して指定する場合は、その私道の接続部分の土地所有者です。
③	公道に接続して指定する場合は、その公道の道路管理者です。
④	道路となる土地が公園、広場、及びその他の公有地に接する場合には、それらの管理者です。
⑤	袋路状の道路を延長する場合は、その接続する部分の関係権利者とします。

ハ その他の関係する権利者

【表4】

①	共同所有の物件は、その物件の全所有者です。ただし、「建築の区分所有者等に関する法律」に規定する共同住宅等の場合は同法の規定によります。
②	関係権利者が未成年の場合は、その法定代理人とします。ただし、法定代理人が存しない場合は、その未成年者の後見人とします。
③	当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者。なお、原則としてこの管理する者は本基準による第1第3項(3)号関係権利者の範囲のイ①、ロ①の者とする。ただし、位置の取消の場合は除く。
④	その他、市長が必要と認めた権利を有する者です。

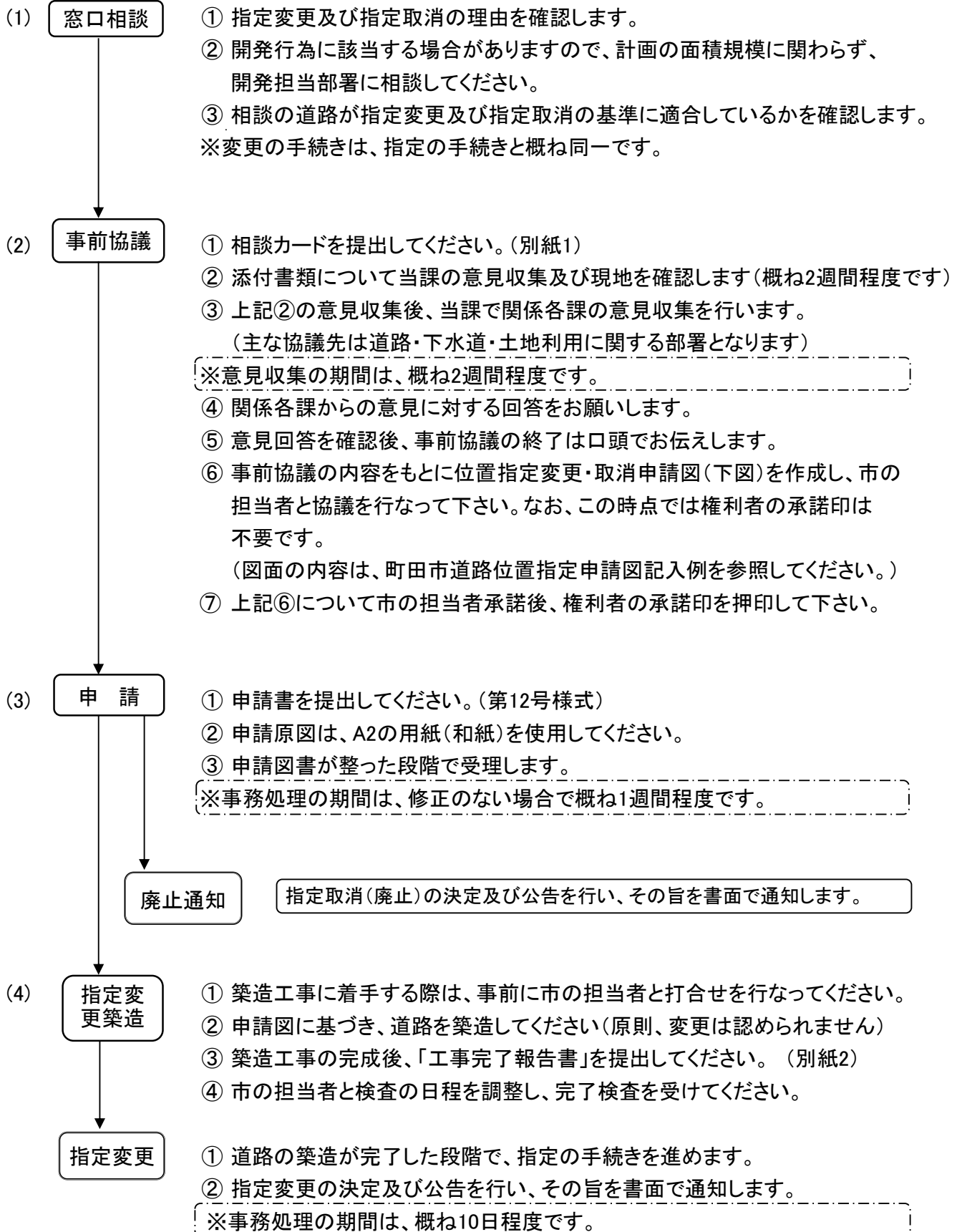
4 申請手数料(町田市手数料条例第2条別表)

申請の審査手数料は50,000円です。(2021年4月1日現在)

## 第2 道路の位置指定等の変更・取消(廃止)の手続き

### 1 手続きの流れ

指定道路の変更及び取消の手続きは、次の流れになります。





## 2 事前協議に必要な図書等

事前協議	事前協議に必要な図書は、「道路の位置指定の手続き」の【表1】を準用します。(詳細は、市の担当者と打合せを行なってください。)
手続き	この申請に必要な図書は、「道路の位置指定の手続き」の【表2】及び【表3】を準用します。(詳細は、市の担当者と打合せを行なってください。)
関係権利者	承諾を必要とする関係権利者の範囲は、「道路の位置指定の手続き」の【表4】を準用します。
指定変更部分の権利者範囲	指定変更される道路の部分が分筆されている場合は、その道路の部分の権利者のみとします。

## 3 指定変更・指定取消の基準

### (1) 変更・取消の制限

①	指定変更又は指定取消によって、その道路に接する敷地が建築基準法第43条第1項及び東京都建築安全条例(第4条、第10条の2、第10条の3、第22条、第41条)の規定に抵触する場合は、変更又は取消はできません。
②	隣地敷地への影響が過大であると認められる場合は、市は変更又は取消を制限することがあります。
③	指定変更の場合は「第2章 道路位置指定基準」に適合する必要があります。
④	道路幅員の一部のみ、拡幅変更又は幅員の一部を取消することはできません。
⑤	通り抜け道路は、その一部を取消することはできません。

### (2) 変更・取消の制限緩和

①	土地の状況より一度指定を受けた道路を維持することが著しく土地利用価値を損なうと考えられる場合で、避難及び通行の安全上支障がないと市長が認めた場合は、制限を緩和をすることができます。
---	--

## 4 申請手数料(町田市手数料条例第2条別表)

申請の審査手数料は50,000円です。(2021年4月1日現在)

## 第2章 道路位置指定基準

### 第1 道路の位置指定の基準

#### 1 道路の位置指定ができる土地

道路の位置指定(以下、指定道路という。)は、法に規定されているとおり「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的で、指定を受けることになるので、法上の合理的な理由が必要です。つまり接道のない土地を接道させるために道路の位置の指定を受けることになるので、すでに接道のある土地の条件を良くする目的(より規模の大きい建築物の建築等)や、道路を築造する必要がない土地などに、道路を築造しても道路の位置の指定を受けることはできません。

なお、指定道路は、土地利用を図ることのできる区域の面積が都市計画法に基づく開発行為の許可対象とならない土地に限られます。

また、その道路に接する敷地が建築基準法等の規定に抵触する場合は指定することはできません。

#### 2 建築物の敷地面積

位置指定を受けようとする道路に接する建築物の敷地面積は、建築基準法第53条の2に規定する都市計画、地区計画の区域内、建築協定の区域内及び町田市住みよい街づくり条例に基づく地区街づくりプランの区域内において建築物の敷地面積の最低限度が定められているときは、当該最低限度以上確保する必要があります。

#### 3 他特定行政庁にまたがる場合の指定

道路となる土地の所在地が2以上の特定行政庁にまたがる場合は、それぞれの特定行政庁と協議の上、申請書を提出することになります。

#### 4 指定道路の幅員

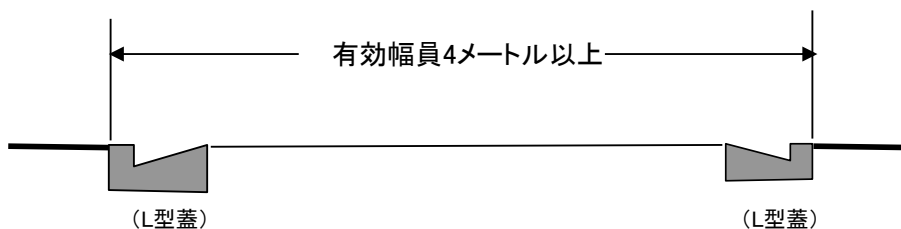
指定道路の幅員は、道路中心線に直角に測り、各部分で4メートル以上です。

(1) 両側の側溝は、道路幅員に含みます。

(2) 道路が宅地より高い場合はガードレール等安全施設を設けてください。

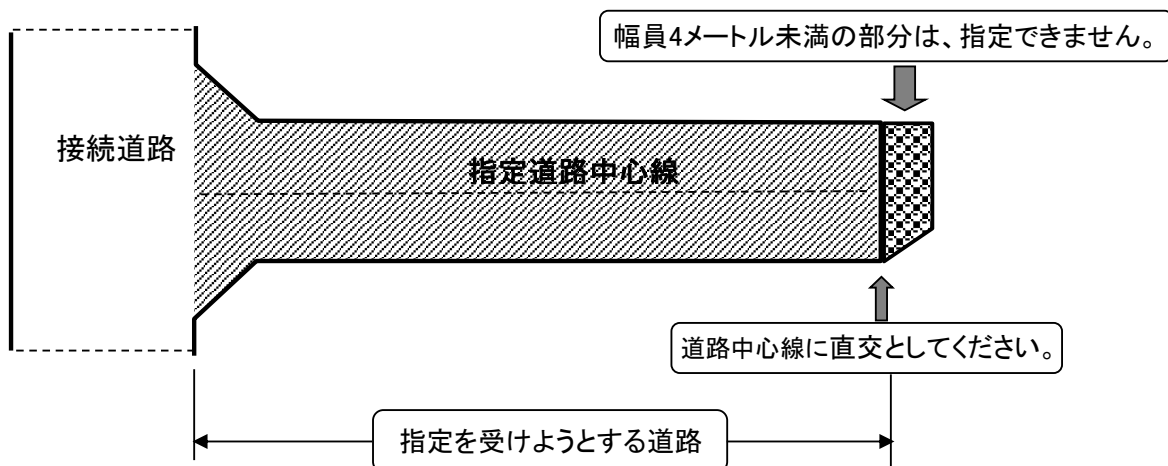
有効幅員はガードレール等を除いた4メートル以上です。

(3) 道路となる位置に電柱その他の障害物がある場合は宅地内に移設が必要となります。



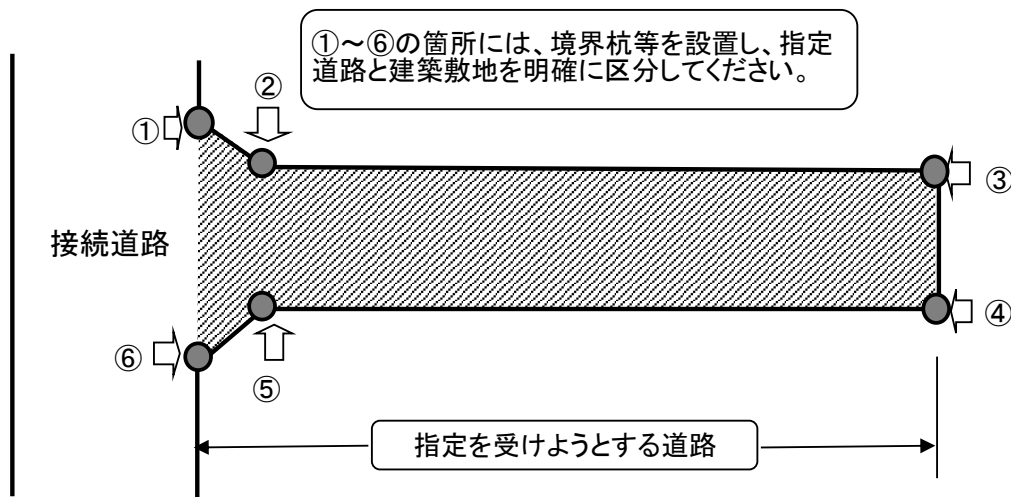
## 5 指定道路の終端部

指定道路の終端部は、道路中心線に直交する一本の直線で、縁石等により区画してください。



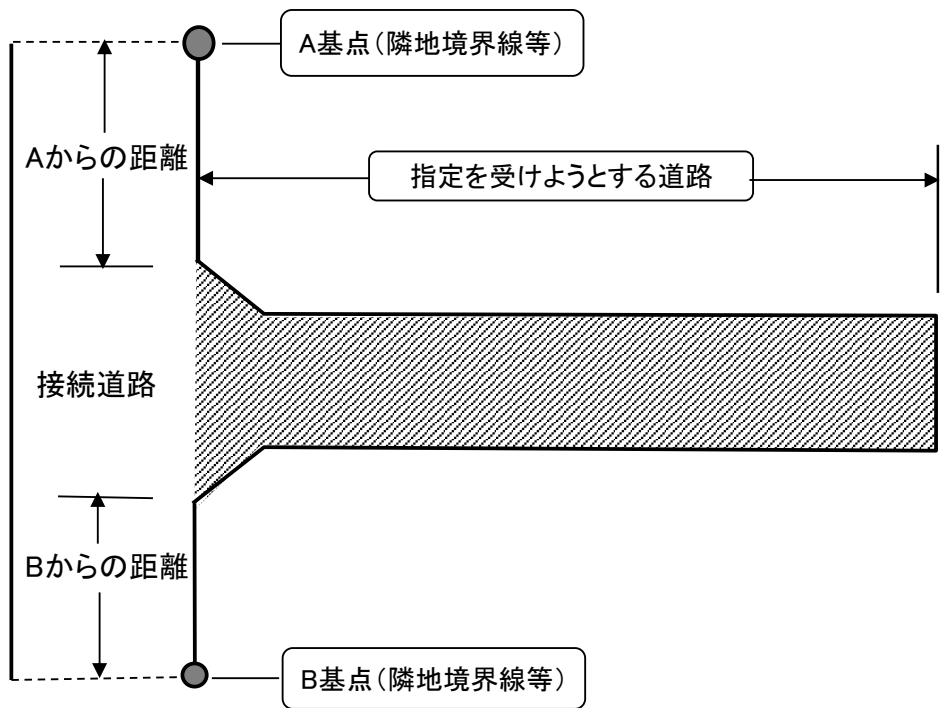
## 6 指定道路の境界表示

- (1) 道路の位置は、L型溝及び縁石等により区画し、建築敷地との境界を明確にしてください。
- (2) すみ切り・屈曲点・終端部等の要所には境界杭等(コンクリート杭、プレート及び鋸)で表示してください。



### 7 指定道路の位置表示

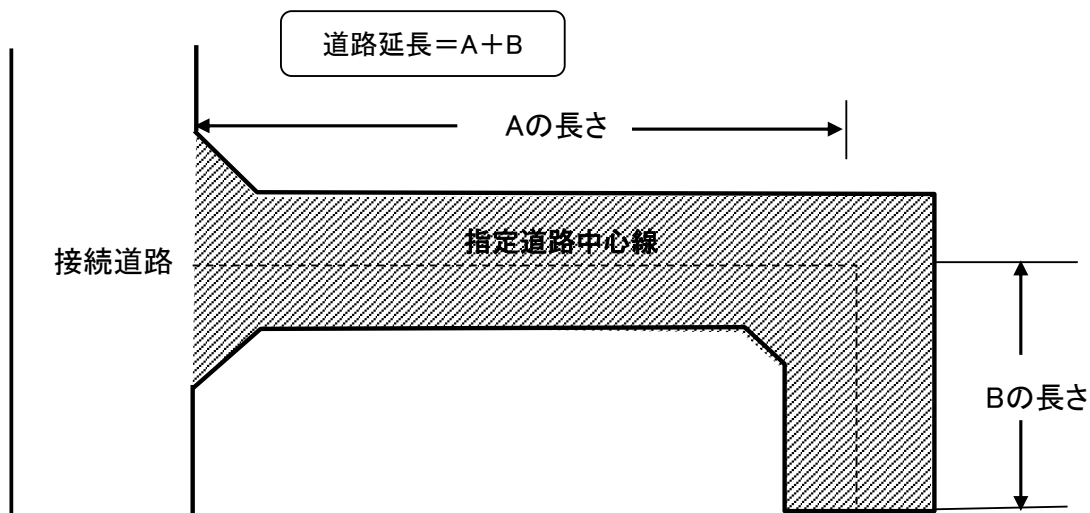
道路の位置は、接続する道路側に基点(隣地境界線等)を設置し、その基点から延長及び道路中心線の屈折する位置までの測定が容易にできるようにしてください。



### 8 道路延長の測り方

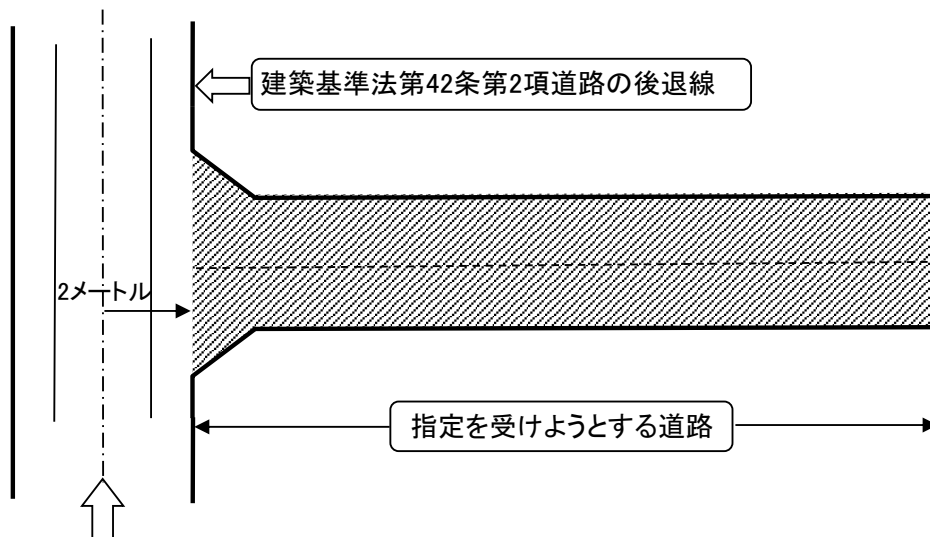
指定道路の延長は、その道路中心線の長さとしてします。

(1) 屈折道路の場合



(2) 建築基準法第42条第2項道路に接続する場合

建築基準法第42条第2項道路の後退線から指定道路の終端部までの中心線の長さとしてします。



建築基準法第42条第2項道路の中心線

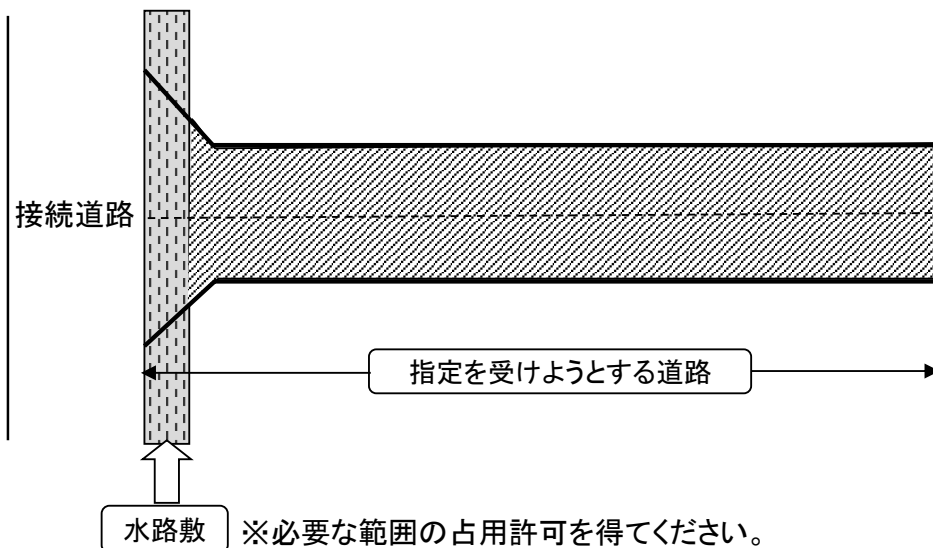
9 傾斜地における指定

縦断勾配は、12パーセント以下の傾斜路としてください。

10 水路敷を隔てて既存道路に接続する場合

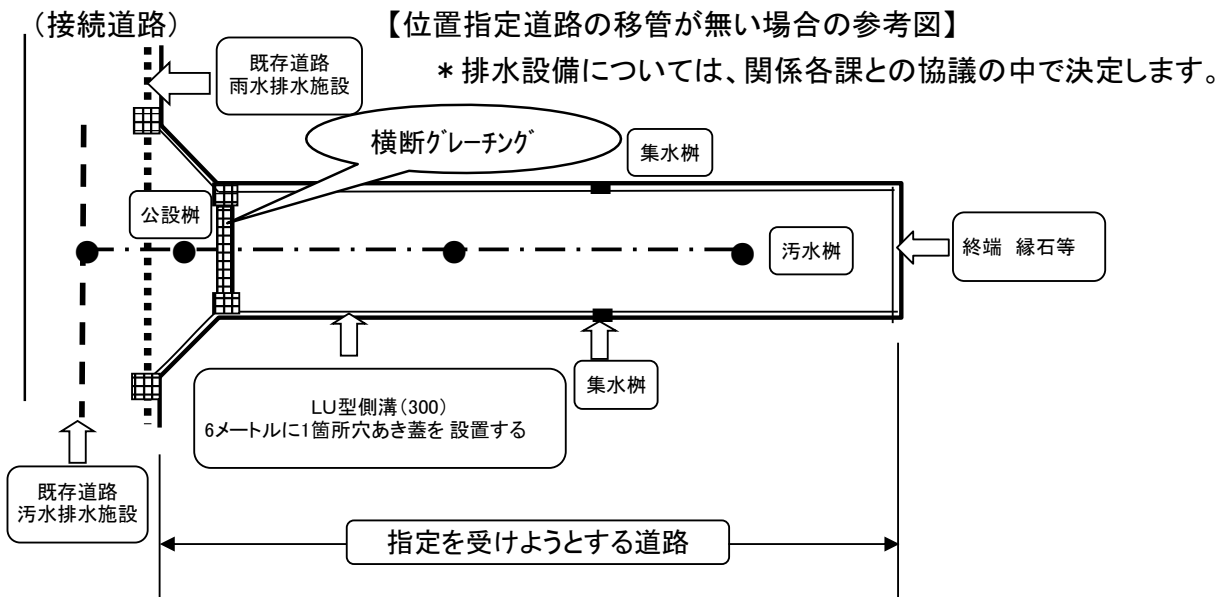
水路敷を隔てて指定を受けようとする道路は、事前に水路敷の管理者と通行形態について調整し、必要な範囲の占用許可を得て、その写しを申請書に添付してください。

(承諾欄に水路管理者の承諾印が必要です。)



## 11 排水設備

道路及び建築敷地内の排水設備は、維持管理に支障ない構造物(LU型側溝、集水柵、汚水柵、公設柵、並びに、排水管)を付設し、既存の排水施設の管理者と協議の上、既存の公共施設に接続してください。



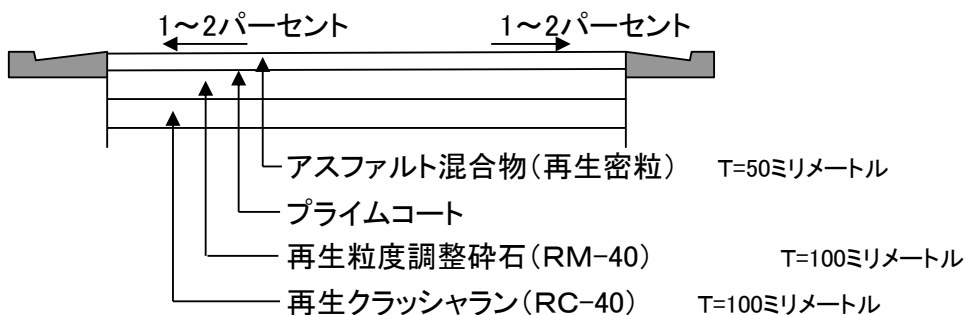
### 施設要件

道路側溝	LU型側溝(300)は両側の付設を基本とし、公共排水施設に接続してください。 排水先がない場合は、浸透施設を検討してください。
集水柵	流末、勾配の変化点及び延長20メートル以内の間隔で付設してください。
汚水柵等	設置位置等については事前協議時に下水道部下水道管理課と協議を行なってください。

## 12 路面

路面は、日常的に安全な通行ができるように、ぬかるみとならないよう原則アスファルト舗装構造としてください。なお、路面の横断勾配は、バリアフリーの考え方により1~2パーセントを基本とします。

(参考図・アスファルト舗装構造図)

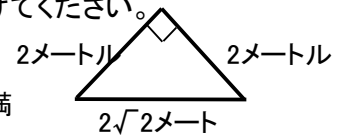


※ 道路を市に寄付する予定の場合は、排水設備及び道路構造等について、事前協議時に寄付に係る担当部署と協議を行なってください。

## 第2 すみ切りの設置基準

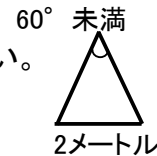
### 1 一般的なすみ切り

- ・角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形のすみ切りを設けてください。



### 2 隅角が60度未満の鋭角なすみ切り

- ・底辺の長さ2メートルの二等辺三角形のすみ切りを設けてください。



### 3 片側すみ切り

道路が水路敷、鉄道用地等に接道してすみ切りが築造又は、どちらか一方の隅切り部分の関係権利者の承諾が得られず、やむを得ない場合は以下の処置をしてください。

- ・承諾が得られない隣地側は、境界線と道路は15センチメートル以上離してください。
- ・片側に底辺の長さ4メートルの二等辺三角形のすみ切りを設けてください。

### 4 接続する道路に幅員2メートル以上の歩道がある場合

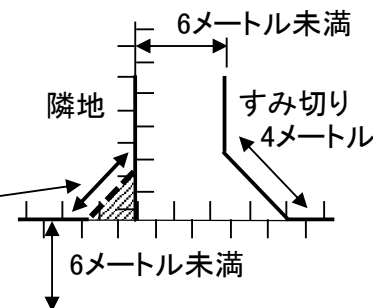
- ・すみ切りは不要です。

### 5 隅角が120度以上のすみ切り

- ・すみ切りは不要です。

- ・なお、右図のとおり、位置指定道路が隣地に接し、かつ、道路幅員がそれぞれ6メートル未満の角敷地の場合（隅角が120度以上の場合を除く。）は、片側すみ切りを設けた場合でも、隣地側に東京都建築安全条例第2条による2メートルのすみ切りが必要となります。

東京都建築安全条例  
のすみ切り 2メートル



## 第3 袋路状道路の取扱い基準

### 1 終端が公園、広場その他これらに類するものに該当する場合

建築基準法施行令第144条の4第1項第1号口の「その他これらに類するもの」とは、次に掲げるものです。ただし、これらを利用する場合は、通常通行しても支障のないことについて、その管理者に確認し承諾を得るものとします。

- (1) 社寺の境内
- (2) 幅員4.0メートル以上の土揚敷、水路、又は遊歩道
- (3) その他恒久的空地として確保される性質の施設

### 2 袋路状道路の基準

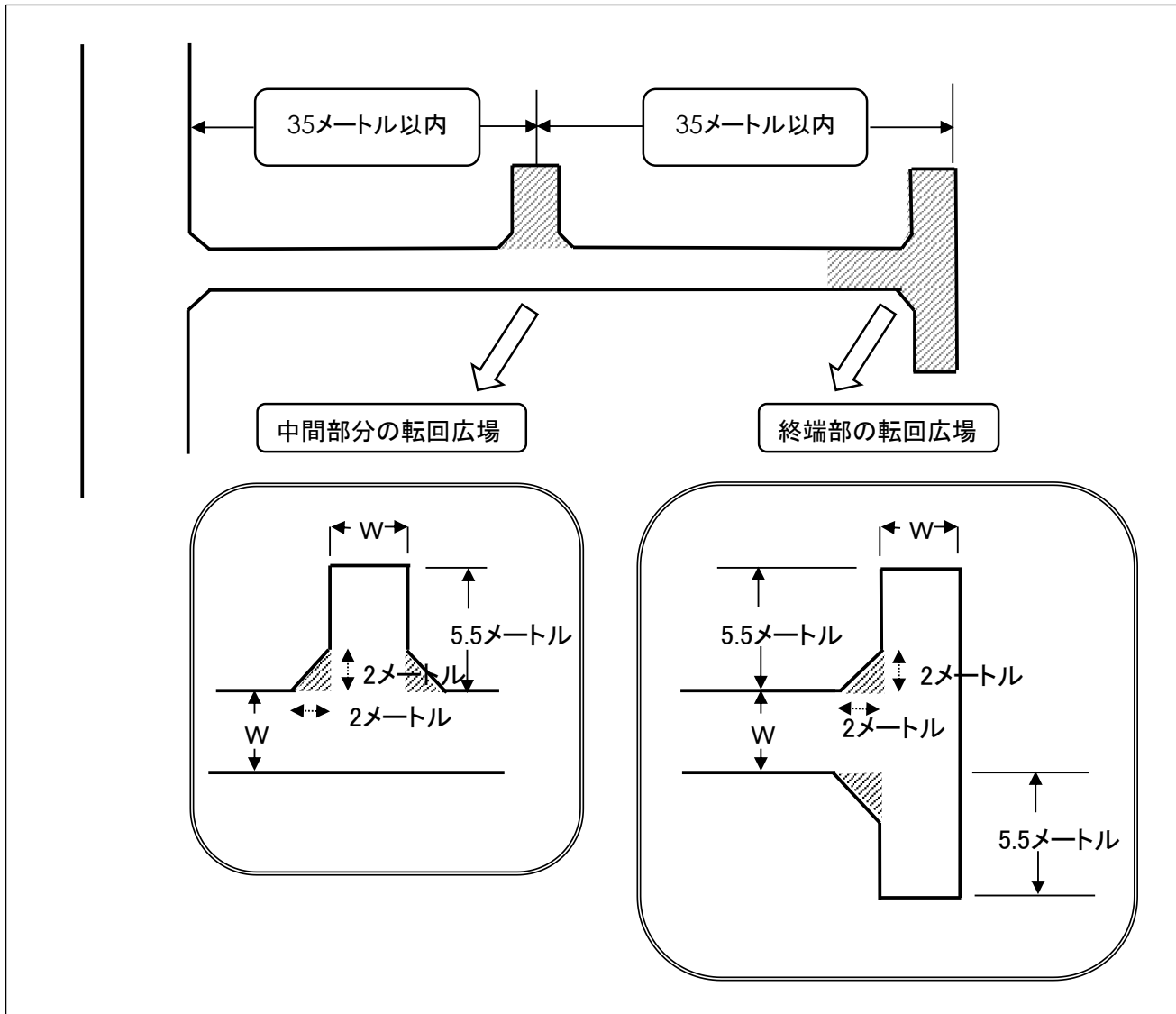
次の(1)から(3)に該当する場合は、袋路状道路とすることができます。

- (1) 既存の指定道路を含めて、道路幅員が6メートル未満で総延長が35メートル以下の場合
- (2) 既存の指定道路を含めて総延長が35メートルを超える場合で、終端部及び区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場を設けた場合
- (3) 指定を受けようとする道路の幅員が6メートル以上の場合

### 3 自動車転回広場の基準

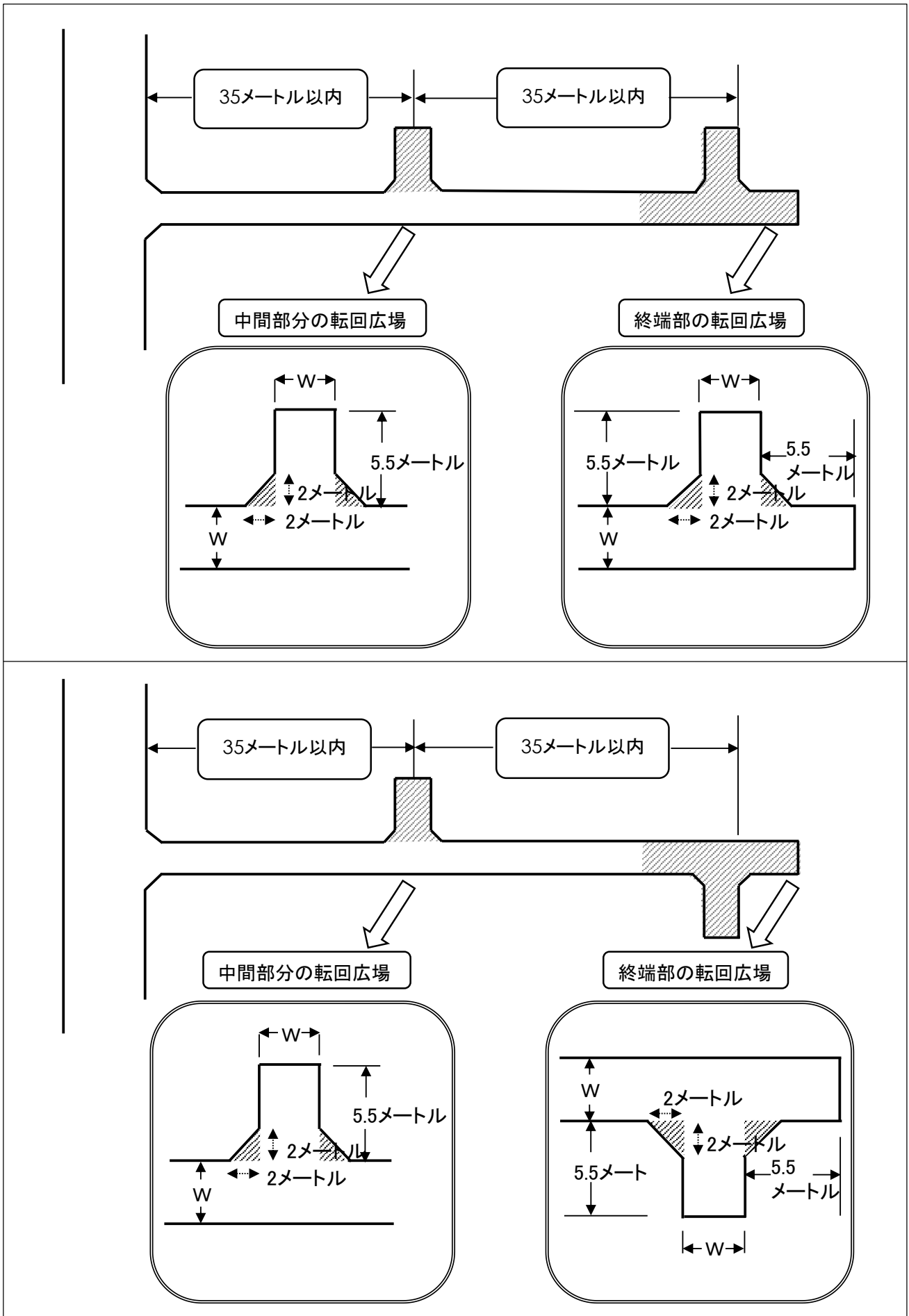
- (1) 指定を受ける場合の自動車転回広場の設置箇所、形態は、建築基準法施行令第144条の4第1項第1号ハの規定によります。
- (2) 転回広場の幅員 ( $W$ ) は、指定を受けようとする道路の幅員 ( $W$ ) 以上とし、すみ切りは角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形を確保してください。
- (3) 接続道路が位置指定道路以外の場合、周辺の状況により、避難及び通行の安全上支障がないと認められ、指定道路の始端付近に転回広場を設けた場合は転回広場を設けないことができます。

#### \* 終端部がT字型の場合



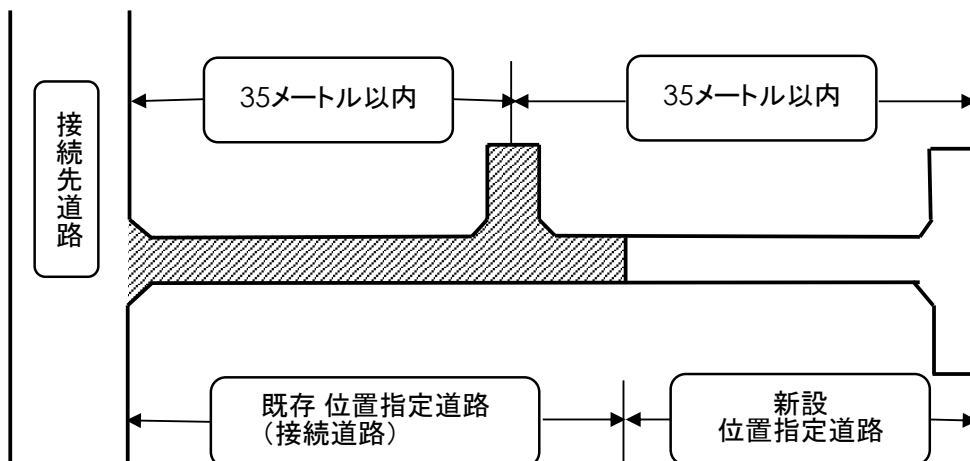


\* 終端部がL字型の場合

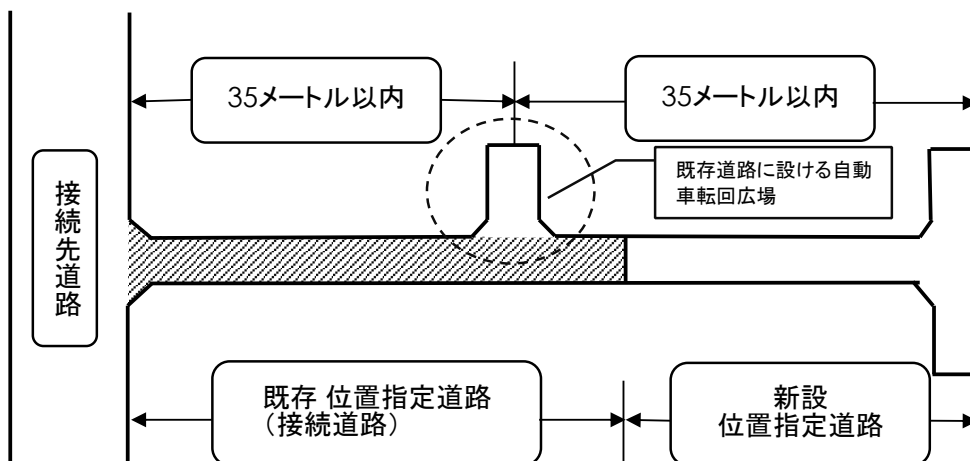


\* 接続道路が位置指定道路の場合の自動車転回広場の設置箇所

※ 既存位置指定道路で接続先道路から35m以内に転回広場又は交差点がある場合

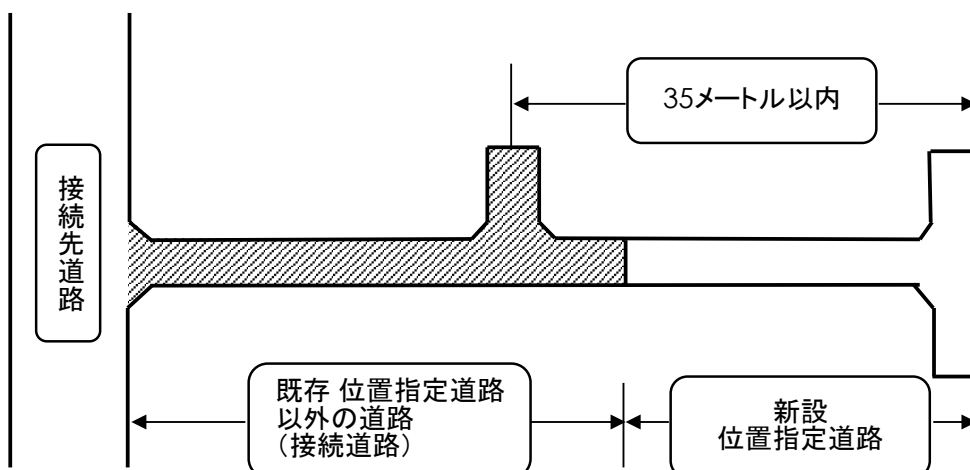


※ 既存位置指定道路で接続先道路から35m以内に転回広場又は交差点がない場合、既存位置指定道路に転回広場の設置が必要となります。



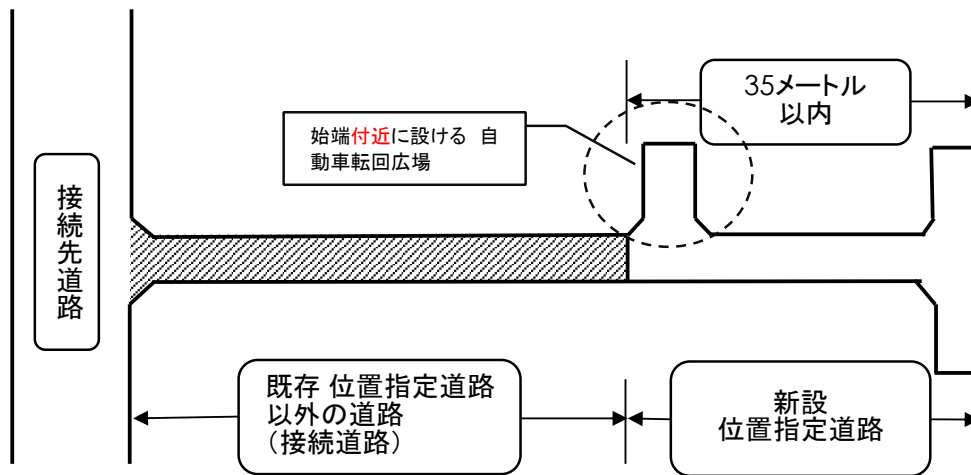
\* 接続道路が位置指定道路以外の場合の自動車転回広場の設置箇所

※ 接続道路が位置指定道路以外の場合で、接続道路に転回広場又は交差点がある場合



※ 接続道路が位置指定道路以外で接続先道路から35m以内に転回広場又は交差点がない場合、新設位置指定道路の始端付近に自動車転回広場の設置が必要となります。

新設位置指定道路の35m以内ごとに設ける自動車転回広場の位置は、原則、基点から35m以内の位置とします。



#### 附 則

- この基準は、1988年4月1日から施行する。
- この基準は、2003年6月1日から施行する。
- この基準は、2017年1月1日から施行する。
- この基準は、2017年12月1日から施行する。
- この基準は、2019年3月8日から施行する。
- この基準は、2021年4月1日から施行する。

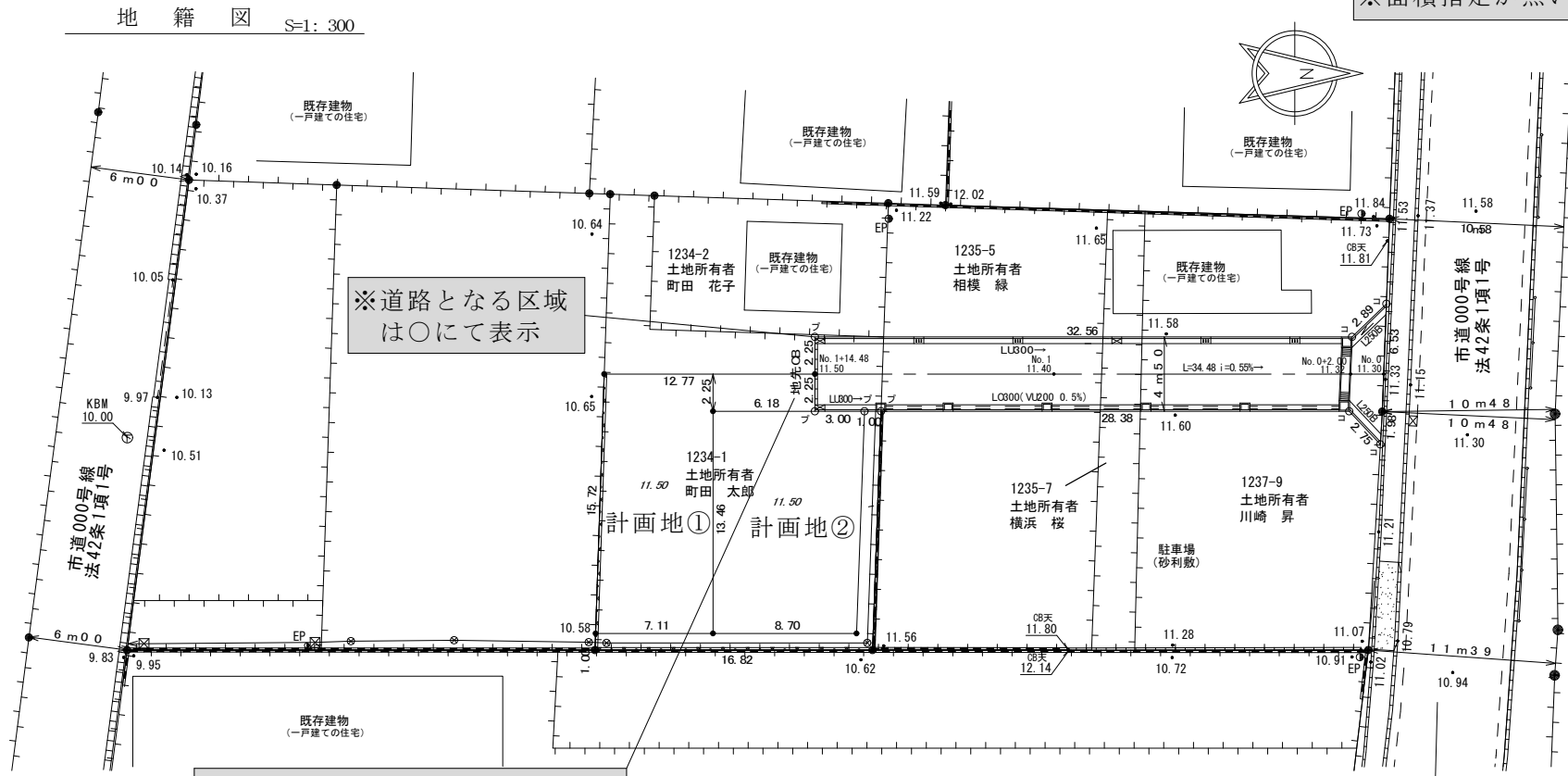
# 道路位置指定申請図

※道路になる部分の地番を全て明記

道路となる土地の地名地番 町田市 1234-1、1235-5、1235-7、1237-9の各一部  
幅員 4.5メートル・延長 34.48メートル・自動車転回広場 平方メートル

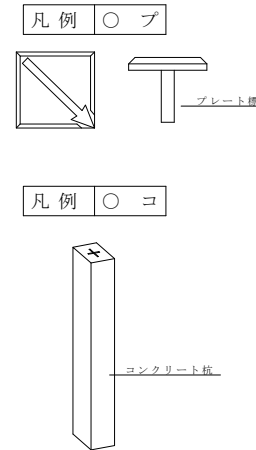
縮尺	地籍図	1:300
	付近見取図	1:2000
	構造図	1:50
	公図写	1:600

※面積指定が無い場合は横線で消してください。



凡例	
	LU型側溝300
	LU型側溝穴アキ
	LU型集水樹300C
	L型溝用集水樹
	L側溝VUφ200
	U型グレーチング
	グレーチング300集水樹

### 境界標設置

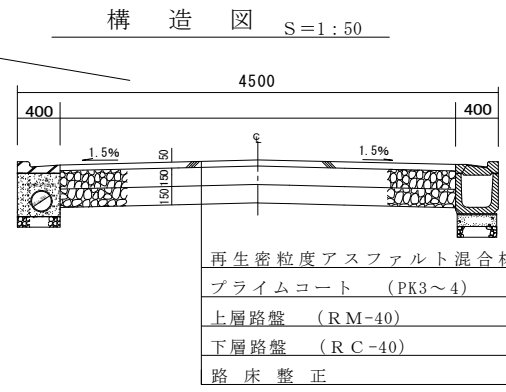


※道路の位置の指定・変更・廃止台帳									
告示年月日	令和	年	月	日	指定年月日	令和	年	月	日
告示番号	第				番号	第			号

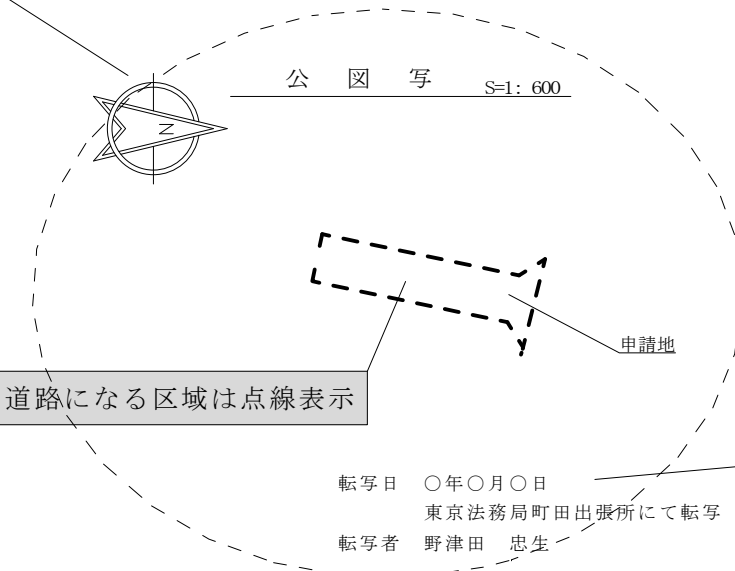
承諾	この図面のとおり道路位置の変更を承諾いたします。 令和 年 月 日 申請者 町田 太郎 殿		申請者住所・氏名・印 東京都町田市森野2-2-22 町田 太郎	
	権利別	住所	氏名	印
承諾	管理者 土地所有者 1234-1	東京都町田市森野2-2-22	町田 太郎	実印
	土地所有者 1234-2	東京都町田市中町1-2-3	町田 花子	実印
	土地所有者 1235-5	神奈川県相模原市緑区5-4-3	相模 緑	実印
	土地所有者 1235-7	神奈川県横浜市7-8 ㍻7310	横浜 桜	実印
備考	建物所有者 1237-9	神奈川県川崎市9-10-2	川崎 昇	実印
	※道路になる部分及び道路に接する部分の権利者を記入			
備考	※接続する部分の道路管理者を記入			
	道路管理者	町田市長		
備考	※建築士、測量士、又は家屋調査士とする			
	図面作成者住所・氏名	東京都町田市原町田7-5-3	測量士	野津田 忠生
備考	測量者住所・氏名	東京都町田市原町田7-5-3	測量士	野津田 忠生

※道路終端は縁石等で明確にする境界の明示方法を記入

※隣地と高低差がある場合は擁壁等記入



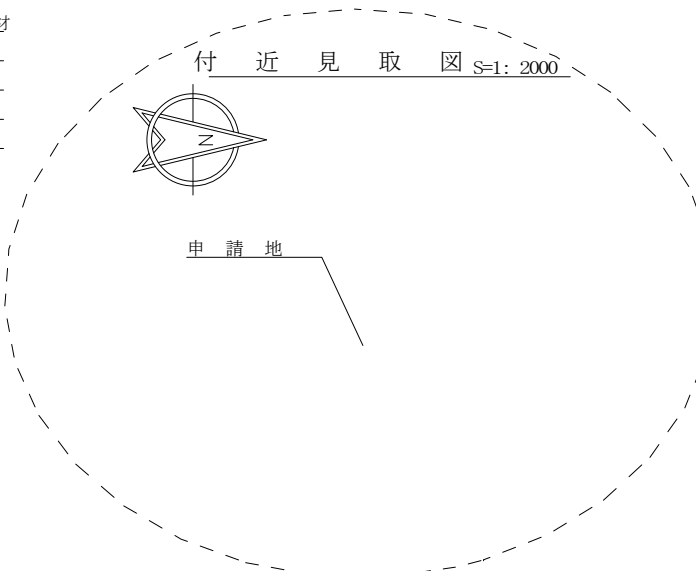
※各図の方位を統一する



※道路になる区域は点線表示

※日付・転写場所・転写者を明記

転写日 ○年○月○日  
東京法務局町田出張所にて転写  
転写者 野津田 忠生



※公道査定が必要

## 【参考】

※本申請図面は、町田市役所都市づくり部  
建築開発審査課において一般の縦覧に供する。

方	位		都市計画路線	
へ	い		予定する道路の位置	
生	垣		既存道路	
			(公道私道を区別し記入のこと)	
予	定		指定された道路の位置及び建築線	
			(指定年月日及び番号を記入のこと)	
既	存		法第42条第2項に該当する道路	
敷	地		廃止される道路の位置	
地	番		申請する道路の位置	
町	界		擁壁	
市	界		高圧線	
			がけ	
			水路及び土揚敷	

- (注 意)
- 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。また、承諾の相手方が、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は、「管理者」と記入すること。なお、当該道路の管理者が、所有権等の権利を第三者に譲渡する場合、その道路の管理は継承するものとする。
  - 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
  - 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。
  - 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位)までとすること。
  - 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
  - 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
  - 隣地境界または測定の基点から申請道路までの距離を記入すること。
  - ※印のある欄には記入しないこと。